

共同研究「保険業における競争法の適用除外制度に関する比較法的研究」

－ E U 競争法との比較検討を中心として－（概要）

平成23年12月

C P R C 事務局

1 本研究の問題意識（第1章）

本研究は、保険業^(注)における我が国の独占禁止法の適用除外制度並びに E U 競争法及び E U 加盟国の競争法の適用免除制度の概要と運用の実態を比較法的に調査・検討することにより、保険業における独占禁止法の適用除外制度に関して参考とすべき点があるかどうかについて示唆を得ることを目的とする。

調査は、文献調査を主としつつ、 E U 及び加盟国（オランダ、イギリス及びベルギー）の競争当局等に対するヒアリングにより補足。

（注）本研究では、保険業の中の損害保険業を研究対象としており、保険事業者とは損害保険事業者をいう。

2 研究メンバー

主 査 多田 英明（C P R C 客員研究員・東洋大学法学部准教授）

共同研究者 鈴木 隆彦（C P R C 研究員・経済調査室）

3 我が国の保険業における独占禁止法適用除外制度（第2章）

保険業については、保険業法及び損害保険料率算出団体に関する法律（以下「料団法」という。）に基づく独占禁止法適用除外制度がある。保険業における独占禁止法適用除外制度については、①保険プール等と②保険料率算出団体（以下「料率団体」という。）が営業保険料率^(注)を算出し、保険事業者に提供することについて適用除外規定が設けられていたところ、1990年代初頭以降行われた一連の見直しによって、適用除外対象の限定・縮減が行われた。

(注) 営業保険料率は、純保険料率と付加保険料率からなる。3ページの〔参考〕を参照。

保険業法に基づく適用除外制度

○ 保険プール等

①独占禁止法の適用が全面的に除外される保険業【保険業法第101条第1項第1号】

対象	適用除外とされている理由
航空保険プール	保険契約が巨額で1社で引き受けることは困難であり、保険プールの結成が不可欠であるためとされている。
原子力保険プール	
自動車損害賠償責任保険プール	
地震保険プール	

②適用除外対象が再保険プールに関わる保険契約に係る共同行為に限定される保険業【保険業法第101条第1項第2号】

対象	適用除外とされている理由
船舶保険	危険の分散又は平準化のために、あらかじめ他の保険事業者との間で共同して再保険しなければ、保険契約者等に著しく不利益を及ぼすおそれがあるためとされている。
外航貨物保険	
自動車保険（対人賠償保険部分）	
自動車保険（対人賠償、自損事故及び無保険者障害部分）	
住宅瑕疵担保責任保険	

* 内閣総理大臣が保険事業者から認可申請のあった保険プールの設立等を認可しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の同意を得なければならないこととされている【保険業法第102条第1項及び第105条第1項】。

料団法による適用除外制度等

○ 純保険料率の算出・提供（下記〔参考〕を参照）

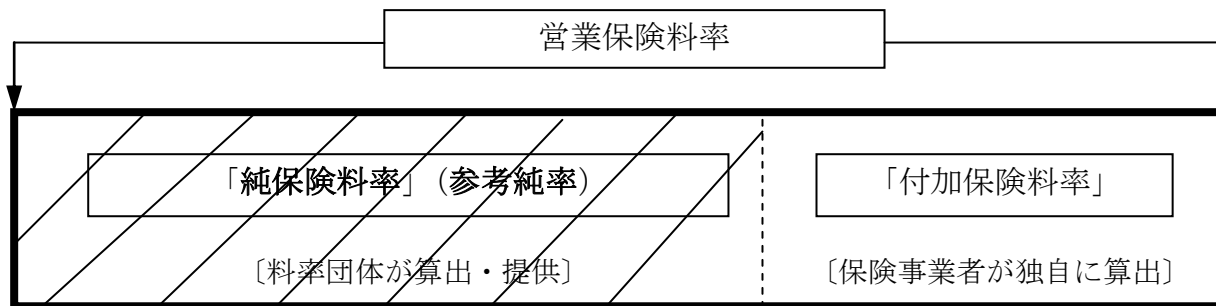
火災保険，傷害保険及び自動車保険の営業保険料率について，料率団体が算出し，会員の保険事業者提供することについて適用除外とされていたが，1998年の料団法改正により，料率団体は会員の保険事業者の営業保険料率の算出の参考のために純保険料率（参考純率）のみを算出する（会員の使用義務はなし）こととされたので，これらの保険に係る適用除外制度は廃止。

○ 基準料率の算出・提供

実質的に公的保険の性格を有する地震保険及び自動車損害賠償責任保険については，1998年の料団法の改正後も料率団体が基準としての営業保険料率（基準料率）を算出し，会員の保険事業者提供するため，適用除外制度を存続。

〔参 考〕

料率団体が算出・提供する純保険料率（参考純率）について



4 EU（オランダ、イギリス及びベルギーを含む。）の保険業における競争法の適用免除制度（第3章）

EU競争法の適用免除制度には、EU運営条約第101条第3項に基づき、欧州委員会が制定する一括適用免除規則において一定の類型化された行為について同法の適用を免除する一括適用免除制度と個別に適用を免除する個別適用免除制度がある。

(1) 経緯

- EU競争法施行（1958年）当初は保険業への適用免除は個別適用免除のみ。
- 1992年に欧州委員会は、保険業に対する最初の一括適用免除規則（第一次適用免除規則）を制定し、①共同収集した統計又は事故件数に基づく共通危険保険料の作成・提供等（我が国の料率団体が行う純保険料率の算出・提供に相当。）、②標準保険約款の作成、③保険プール及び④安全装置の規格・承認の4行為類型を適用免除対象とした。
- その後、2003年に第一次適用免除規則と同じ4行為類型を適用免除とした第二次適用免除規則制定（2010年3月31日で失効。）後、2010年に適用免除対象を、①共同収集した統計又は事故件数に基づく共通危険保険料の作成・提供等と②保険プールの2行為類型に縮減した現行の第三次適用免除規則を制定。

(2) 大規模リスクに対応する保険プール

プールがなければ補償することのできない大規模リスクに対応する保険プール（原子力プール、テロリズムプール等）については、EU運営条約第101条第1項に規定する競争の制限を生じさせないため、EU競争法は適用されないとされている（第三次適用免除規則の前文）。

(3) 一括適用免除規則による適用免除対象

① 保険プール

- 新規リスクを対象とする保険プール（例えば、大規模環境汚染リスク。）
市場占有率に関係なく、設立日から3年間適用免除。
〔適用免除理由〕
 - どのような引受けリスクがあるか又は2以上のプールが共存し得るかを事前に知ることは不可能と考えられるため。
- 既存リスクを対象とする保険プール
保険の種類に限定はないが、適用免除の対象となる保険プールは、一定の市場占有率の要件を満たすことが必要（一定の市

場占拠率を上回った場合は、当該市場占拠率を最初に上回った年から1年間又は2年間に限り適用免除は有効。)

〔適用免除理由〕

- ・ プールに参加している保険事業者にとって、関連する保険について必要な知見が得られたり、プールを通じてコスト削減や保険料引下げの可能性があるため。こうした事態に当てはまるのは、プールの市場占有率が一定以下にとどまり、プールに参加していない保険事業者からの現実的又は潜在的な競争にさらされていると想定される場合。

＜共同保険プールの市場占拠率と有効期間＞

- ・ プール内外の参加事業者の市場占有率の合計が関連市場の20%以下の場合、現行適用免除規則の発効期間中有効
- ・ 市場占有率が当初20%以下であったものの、その後20%～25%に上昇した場合、20%を最初に上回った年から2暦年間
- ・ 市場占有率が25%超に上昇した場合、25%を最初に上回った年から1暦年間

＜共同再保険プールの市場占拠率と有効期間＞

- ・ プール内外の参加事業者の市場占有率の合計が関連市場の25%以下の場合、現行適用免除規則の発効期間中有効
- ・ 市場占拠率が当初25%以下であったものの、その後25%～30%に上昇した場合、25%を最初に上回った年から2暦年間
- ・ 市場占拠率が30%超に上昇した場合、30%を最初に上回った年から1暦年間

ただし、一括適用免除とならなくても直ちにEU競争法違反となるのではなく、個別適用免除となる余地あり。

② 共同収集した統計又は事故件数に基づく共通危険保険料の作成・提供等

保険事業者・保険事業者団体においてリスクに関する知識が向上し、個々の保険事業者に関するリスクの評価が容易になり、新規参入が促進し消費者に恩恵をもたらすとして、保険事業者団体等が共同収集した統計又は事故件数に基づく共通危険保険料を作成・提供することは、保険の種類を限定することなく、適用免除対象としている。

(4) オランダ、イギリス及びベルギーの保険プールの実態

オランダ、イギリス及びベルギーの保険プールに対しても上記のEUの一括適用免除規則が適用。オランダ、イギリス及びベルギーの3か国とも保険業への独自の一括適用免除規則は制定していない。

3か国とも競争当局が保険プールの設立に関与する仕組みがないこともあり、今回の調査では、詳細な実態は明らかにならず。

① オランダ

- ・ 原子力プール・テロリズムプールが存在。

- ・ コモディティプールと呼ばれる小規模、画一的かつ類似のリスク（家庭向け・中小企業向け火災保険等）に対応する保険プールが存在（国内に1000を超えるプールが存在し、そのほとんどがコモディティプール。）。コモディティプールについて、オ

ランダ競争当局は顧客の保険商品の選択の余地を広げることに資するため、多くの場合、競争法上問題とならないとの見解。

- ・ 初めて保険業に対しオランダ競争法が適用された事例は、オランダ競争当局が職業責任保険プール（公証人，弁護士，公認会計士又は仲買人を対象）に対し，EUの一括適用免除規則に規定する要件である 20%の市場占拠率に適合させるよう求めた事例（2010 年）。

② イギリス

大規模リスクに対応するものとして原子力プール・テロリズムプールが存在。

③ ベルギー

大規模リスクに対応するものとして原子力プール・テロリズムプールが存在。

5 保険業における適用除外・適用免除制度に関する我が国とEUの共通点と差異（第4章）

(1) 保険プールについて

[大規模リスクに対応する保険プール]

- 我が国及びEUとも、原子力保険などの大規模リスクに対応するための保険については、保険事業者が単独で引き受けることが困難等の理由で、保険プールの創設は不可欠として独占禁止法・EU競争法を適用しないという点においては共通。

[その他の保険プール]

- 我が国では、個別具体的に適用除外対象となる保険プールを規定。EUでは、新規リスクを対象とする保険プールについては市場占拠率に関係なく設立日から3年間にわたり適用免除、既存リスクを対象とする保険プールについては一定の市場占拠率の要件を満たす保険プールを適用免除とする考え方（セーフハーバー）が示されているにとどまる。

(2) 保険団体が純保険料率を算出・提供することについて

- 我が国では、料率団体が特定の保険に係る純保険料率を算出し、保険事業者に対し提供することは適用除外規定を設けるまでもなく許容されている。一方、EUにおいては、保険の種類を限定することなく、保険団体が行う共通危険保険料等を算出し、保険事業者等に提供する行為をEU競争法の適用除外対象としている。

保険団体が純保険料率を算出し、保険事業者等に提供する行為を独占禁止法・競争法上、問題としていない点は共通。

- EUでは、保険団体が純保険料率を算出し、保険事業者等に提供する行為について、保険事業者等のリスクの評価が容易になることや新規参入が促進され消費者に恩恵をもたらす効果があるとして積極的に評価。

6 本研究から得られた示唆（第5章）

(1) 保険業における適用除外の限定・縮減に向けた取組

保険業における適用除外制度については、我が国とEUでは仕組みの相違はあるものの、保険業に固有の事情に配慮しつつ、競争原理をより徹底すべく、適用除外・適用免除の対象を限定・縮小してきているという点では共通。

(2) 保険業における適用除外制度の日・EU比較

- ・ 適用除外制度等により、一定の保険プールと保険団体が行う純保険料率の算出・提供を独占禁止法・競争法の下で許容している点は共通。
- ・ ただし、我が国とEUでは、適用除外の範囲や適用除外に当たっての競争当局の関与の仕組みが異なる。これらの相違は、我が国の独占禁止法とEU競争法の規制構造の違いに起因。